

2013年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

松 原 市

要望について、下記のとおり回答します。

なお、懇談につきましては、ご要望に添いかねますのでご了承ください。

1. 国民健康保険・救急医療について

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加者全員にお渡しください。）

【回答】 保険年金課

本市の国保財政は多額の累積赤字を抱え、一般会計から法定外の繰入も行っていますが非常に厳しい状況です。保険料率については、医療費や所得状況などから適正に設定しています。

保険料の減免制度については、低所得世帯や障害者世帯など一定の基準を設け対応していますが、本市の財政状況からこれ以上の減免制度の拡充は難しい状況です。

一部負担金の減免については、国基準により運用しています。

減免制度の周知については、生活が著しく困難となった場合にはまず納付相談を行い、その相談内容から減免が可能かどうか判断し実施しており、ホームページや広報などに掲載しています。

- ②「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回答】 保険年金課

本市では、法令の趣旨を踏まえ、できるかぎり市民の医療を守る立場から滞納者の事情把握に努めるため、まずは短期保険証を交付し、納付を促していますが、それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず納付されない場合には、資格証明書の交付は止むを得ないものと考えています。

国保加入者は給付を受ける権利と同時に応分の負担の義務を負っています。短期被保険者証は完納されている方との負担の公平を図るため、また、面談の機会の確保と保険制度への理解を求め、納付勧奨を行うための取組みのひとつで、窓口での納付相談等により交付していますが、高校生世代以下の子どもについては、1年間有効の保険証を郵送しています。

- ③滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。

【回答】 保険年金課

滞納処分について、差押えに至るまでには文書催告、電話催告、徴収員による訪問を行っています。保険料を完納されている方との負担の公平性を図り、債権の確保や時効の中断及び面談の機会を得るために止む無く執行しています。また、生活保護受給者に対しては、本人の意思で納付する場合を除いては、滞納処分の停止を行っています。

- ④国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】 保険年金課

業務に必要な情報については、課内で共有しています。

- ⑤国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わったの通知等情報の共有もしておくこと。

【回答】 保険年金課

生活保護担当課とは、連携・情報共有を行っています。

- ⑥国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

【回答】 保険年金課

運営協議会は公開し、傍聴に来られた方へは資料の配布も行っています。また、会議録についても、市役所の情報コーナーやホームページにて公開しています。

- ⑦広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するように大阪府に強く意見をだすこと。

【回答】 保険年金課

大阪府の調整交付金の交付基準等については、必要な要望を行っています。

- ⑧福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるように強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】 保険年金課

福祉医療助成に対するペナルティについては、地単減額分の撤廃を国に要望を行っています。

- ⑨救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

【回答】 市民安全課

市内三師会及び三病院と災害時における協定を締結し、災害対策に努めています。

【回答】 消防本部

複雑化・大規模化する災害に対応するため、最新の消防技術の伝承を始め、高度化・専門化が図れるよう職員を育成すると共に、警防体制の充実を図り、消防力を向上させるため、施設整備や人員計画を包括的に進めてまいります。

2. 健診について

- ①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせて結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】 保険年金課

本市では国基準に加え追加項目を設けて充実を図っています。また、結核・肺がん検診、子宮がん検診及び前立腺がん（PSA）検診は、特定健診と同時受診ができ、日曜日の集団健診も実施し、受診しやすい環境を整えています。なお、費用については国保財政の厳しい状況の中、一定の自己負担をお願いしています。

- ②がん健診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】 地域保健課

がん検診については、胃がん・乳がん検診は健康増進法では40歳以上が対象ですが、松原市は胃がん検診については30歳以上、乳がん・子宮がん検診は20歳以上を、大腸がん・肺がん・がんドックは40歳以上でそれぞれ実施しています。法で定められた検診以外にも40歳以上の男性に対して、前立腺がん（PSA）検診を実施しています。

また、がん検診推進事業として対象年齢の方に無料クーポン券を送付し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の無料検診を実施しています。

結核・肺がん検診、子宮がん検診及び前立腺がん（PSA）検診は、特定健診と同時受診ができ、日曜日の集団健診も実施しています。

- ③人間ドック助成を行うこと。

【回答】 保険年金課

本市では、国民健康保険の被保険者を対象に人間ドックの費用の助成を以前より行っています。

- ④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】 地域保健課

胃がん、大腸がん検診は、日曜日にも集団健診として実施しています。

また、結核・肺がん検診、子宮がん検診及び前立腺がん（PSA）検診は、特定健診と同時に行い、集団健診として実施しています。

出張健診については、7月から8月に市内の公民館等14ヶ所を巡回し、結核及び肺がん健診を実施しています。

なお、各種検診については、検診機関にて実施しています。

3. 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料(基準額)を引き下げること。第1, 2段階を引き下げる(基準額の0.3程度以下すること)。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。

②国庫負担割合の引上げを国に求めること。

①②の【回答】高齡介護課

介護保険料および一般会計繰入金等の介護給付費の財源内訳・負担率については法令等により規定されています。

介護保険料につきましては、課税状況・収入状況により決定しております。

今後も低所得者に配慮しつつ、持続可能な制度となるよう努めています。

③給付範囲の縮小(軽度者等の保険給付範囲縮小)及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。

【回答】高齡介護課

現状の要支援者の介護保険制度からの除外について、安易な制度改正を行わないよう国に対して要望しています。

④国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。

【回答】高齡介護課

低所得者対策は既に実施しています。

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居宅系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】 高齢介護課

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々なサービス提供を行っています。介護保険制度で適正なサービスを提供できているか、各関係機関と連携を図っています。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】 高齢介護課

個々の利用者に応じた適正なサービスの提供をしていくよう取り組んでいます。

- ⑦ 監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものでなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。
- ⑧ ケアプランチェックはケアマとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。

⑦⑧の【回答】 高齢介護課

サービス提供事業者に対し、適正なサービスが提供されるよう指導をするとともに、事業者のサービス向上に向けて取り組んでいます。

居宅介護事業所連絡会・ヘルパー連絡会・通所デイ連絡会で意見交換や情報提供を行い、指導及び支援を行っています。

- ⑨ 障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

【回答】 高齢介護課

障害者施策のホームヘルプサービス利用者におきましては、定率負担額が0円だった方については、引き続き介護保険制度移行後も本人負担は0円とする支援措置があります。

4. 生活保護について

- ① ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】 福祉総務課

ケースワーカーの配置については、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるように、人事当局に増員要望をし、生活保護の適正実施に努めています。

また、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員の配置等、支援体制の充実を図っています。

- ②埼玉県三郷（みさと）市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているもののすべてと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

【回答】 福祉総務課

生活保護の「しおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、資産・能力の活用等について分かりやすく説明したものを、福祉総務課のカウンターの前に常時設置しております。

また、生活状況等確認のためきめ細やかな面談を行うとともに、生活保護の申請の意思を示した方について、申請用紙をお渡ししています。

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】 福祉総務課

生活保護実施要領に基づき、他の法律や他の施策（制度）の活用など適切な助言を行っております。

- ④通院や就職活動のための移送費（交通費）を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】 福祉総務課

通院や就職活動のための移送費については、保護の実施要領及び医療扶助運営要領に基づき、個々の事例について検討し、適切に対応しております。

- ⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるように要望すること。当面、休日、夜間等の

福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。

【回答】福祉総務課

平成24年4月より休日・夜間等の閉庁時に診療を受けられるように、全世帯に「生活保護受給証明書」を配布しております。

- ⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有を認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

【回答】福祉総務課

自動車保有については、本人等より要望があった場合、保護の実施要領に基づき、個々の事例について検討し、保有の可否を決定しております。

- ⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】福祉総務課

現在、本福祉事務所において、警察官 OB の配置はしていません。また、「適正化ホットライン」については、貧困ビジネスなどによる生活保護受給者の被害を防止するとともに、生活に困窮しており、何らかの支援が必要な方の発見などを目的に設置しているものであり、今後も情報収集に努め、生活保護のさらなる適正運用を行ってまいります。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①子ども医療費助成制度は、2012年4月段階で1) 全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2) 1293自治体(74%)が所得制限なし、3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対し

て全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】医療支援課

乳幼児医療費助成制度については、入院は小学校卒業まで、通院は就学前までとし、平成25年4月からは所得制限を撤廃し制度の拡充を図っています。

②いまだ全国最低レベルの妊婦健診を全国並み（14回、11万円程度）の補助とすること。

【回答】地域保健課

妊婦健診につきましては、平成20年度より毎年増額をして実施しています。

③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとしないよう対策をとること。

【回答】教職員課

就学援助以外の適用条件については、市民にとってわかりやすい制度にするため、認定基準を総所得額としております。また、通年手続きについては、教育委員会において行っております。なお、市の広報や保護者向け案内文を配布しており、制度の趣旨・補助対象・事務手続き等について周知に努めております。

なお、支給月については、市・府民税の確定時期が6月であるため、10月・3月の年2回としております。

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】市長政策室

本市における子育て支援施策につきましては、各種サービスの提供により鋭意推進しております。なお、「家賃補助」につきましては、現時点での導入は困難であると考えており、実施効果や費用対効果の観点及び本市を取り巻く環境などから制度について検討を進めてまいりたいと考えております。今後も引き続き、子育て支援のための施策推進に努力したいと考えています。